



福岡市文化財保存活用地域計画



令和4年6月
福岡市

【表紙】

金印「漢委奴国王」（左上）

江戸時代に志賀島【東区志賀島】で発見された金印。建武中元2（57）年に、光武帝が倭奴国王に与えた「印綬」であると考えられています。

鴻臚館式軒丸瓦（右下）

奈良時代に、古代西海道を統括していた大宰府政庁のほか、鴻臚館をはじめとする関連施設で使用された蓮華文の軒丸瓦。中山平次郎博士が、鴻臚館が現在の舞鶴公園【中央区域内】内に存在したことを証明する根拠の一つとした重要な資料です。

太閤町割（背景）

戦国時代後半、戦国大名らの争いによって荒廃した国際貿易都市・博多は、九州平定をなしとげた豊臣秀吉によって復興されました。その際、整備された「太閤町割」は、現在の博多の市街地や、経済・文化の形成のベースとなっています。

【裏表紙】

吉武高木遺跡出土甕棺の線刻画（右上）

弥生時代中期（約2,200年前～2,000年前）の吉武高木遺跡【西区吉武】で発見された甕棺墓の一つに、2頭のシカが描かれている甕があります。毎年角が生えかわるシカは、生命の循環や再生の象徴と考えられており、描かれたシカには死者への鎮魂と再生を願う弥生人の思いが込められているのかもしれません。

老司式軒平瓦（右下）

老司瓦窯跡【南区老司】で生産された唐草文の軒平瓦で、奈良時代に建立された観世音寺（太宰府市）で使用されました。観世音寺は、天智天皇が九州で亡くなった母・斉明天皇の冥福を祈るために発願した寺院で、九州最大の規模を誇る古寺です。

例言

- 1 本書は、文化財保護法第 183 条の 3 に基づき、令和 2～4（2020～2022）年度に作成作業を実施した福岡市文化財保存活用地域計画です。
- 2 本書は、文化庁の定める「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」（平成 31（2019）年 3 月作成、令和 3（2022）年 6 月変更）に拠り、作成しました。
- 3 本書は、本市の文化財の保存・活用に関するマスタープランとして平成 31（2019）年 3 月に策定した『福岡市の文化財の保存活用に関する基本方針（福岡市歴史文化基本構想）』の理念や方針に基づき、アクションプランとしてまとめたものです。
- 4 本書の作成にあたっては、「福岡市文化財保存活用地域計画策定協議会」を組織し、検討を行いました。また、あわせて「福岡市文化財保護審議会」への意見聴取を行いました。
- 5 本書の作成の体制は次のとおりです。

【助言】

福岡市文化財保存活用地域計画策定協議会
福岡市文化財保護審議会
福岡市文化財保存活用地域計画検討ワーキンググループ
福岡県教育庁文化財保護課

【指導・助言】

文化庁地域文化創生本部広域文化観光・まちづくりグループ

【事務局】

福岡市経済観光文化局文化財活用部文化財活用課

- 6 本書は、令和 2～4 年度地域文化財総合活用推進事業（文化財保存活用地域計画等作成）国庫補助金を活用して作成しました。



本事業は令和 4 年度文化庁文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）の補助を受けて実施しています。

目次

序章 作成にあたって

【背景と目的】2
【用語の定義】5
【文化財に関わる計画との関係】7
【計画に関わる主体】9
【計画の期間と見直し】10
【作成の体制と経緯】11

第1章 福岡市の歴史文化の特徴

1-1 自然、社会、歴史14
1-2 市内に所在する文化財の概要35
1-3 歴史文化の特徴46

第2章 地域計画の基本目標

2-1 「歴史文化基本構想」の目指す方向52
2-2 地域計画の基本目標55
2-3 基本目標実現への道すじ55

第3章 文化財の保存・活用に関する現状と課題

3-1 文化財を「知る」取組の現状と課題58
3-2 文化財を「守る」取組の現状と課題62
3-3 文化財を「活かす」取組の現状と課題65
3-4 対応が必要な課題70

第4章 基本目標を実現するために

4-1 基本的な考え方72
4-2 経常的な文化財の保存・活用72
4-3 重点的な文化財の保存・活用73

第5章 文化財の保存・活用の体制

5-1 基本的な考え方96
5-2 施策の取組主体とその役割97
5-3 本計画の推進体制と進捗管理98

用語解説103
------	----------

